

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### ◆ 保険証が新しくなります

現在ご使用している保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。  
 7月15日（水曜日）より、新しい保険証を更新しますので、保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口にて印鑑と旧保険証をご持参いただき更新手続きをお願いします。  
 ◎新しい保険証は、更新の日からすぐに使用できます。  
 ◎新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日です。  
 ◎役場まで更新手続きにこられない方は、保険証を郵送しますので電話でご連絡ください。

### ◆ 今年の新しい保険証の色はオレンジ色です

### ◆ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在使用している減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。  
 減額認定証の有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、保険証と一緒に減額認定証を保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口でお渡しします。  
 新たに減額認定証が必要になる方は、下表の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課後期高齢者医療担当へ申請してください。

### ◆ 今年の新しい減額認定証の色はピンク色です

### ◆ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、ご希望の方を対象に医療費通知として送付しています。なお、今回の発行は、9月（平成27年1月～6月の医療費を対象）に行います。

### ● 医療費通知を新たに発行希望の方は左記までご連絡ください

新たに医療費通知の発行を希望される方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場保健福祉課後期高齢者医療担当へご連絡ください（電話でのご連絡だけで発行手続きができません）。  
 ○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。  
 ○医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。  
 ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。



＜減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方＞

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方

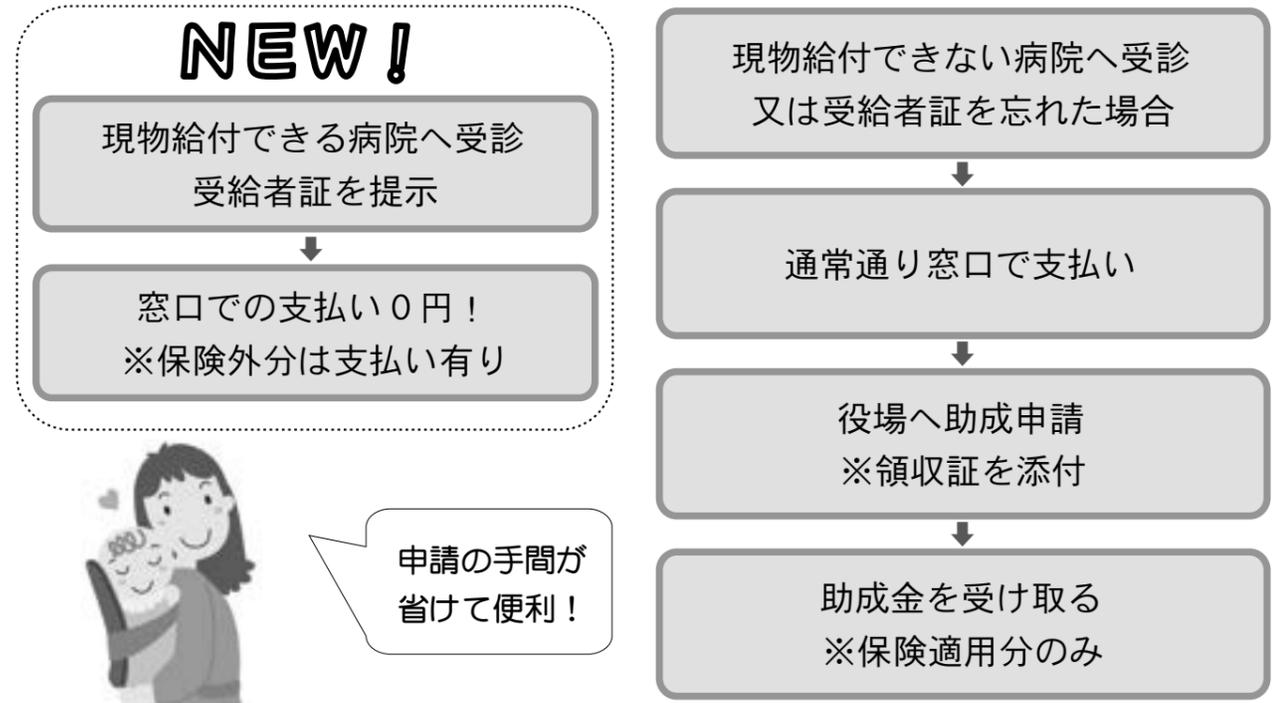
## 乳幼児等医療費給付事業

# 平成27年8月診療分から 0歳～中学生の医療費 《現物給付化》

現物給付とは、道内の保険医療機関に受診した際に支払う窓口負担が、『乳幼児等医療受給者証』を提示することで、※**0円**になります。  
 ※ただし、自費診療分、食事代、容器代等の保険適用外は除きます。

### 注意事項

- 一部の保険医療機関で現物給付の対応ができない場合があります。
- この場合、これまでどおり領収書を添えて窓口申請することで、医療費の給付を受けることができます。申請期限は、受診した日の翌月から2年です。
- 対象者全員に、『乳幼児等医療受給者証』を交付します。7月末にご自宅へ郵送されますのでご確認ください。



申請の手間が省けて便利！

## ☆ 所得制限が撤廃されます ☆

平成27年8月診療分から所得制限が撤廃され、今まで所得超過で該当にならなかった方も助成が受けられます。  
 ※重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療給付費事業の対象者は、これまでどおり変更はありません。

※この医療費助成は、津別町在住の方に限ります。転入・転出の際には手続きが必要になりますので、必ず窓口にお越しください。